

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	被保険者証の交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	介護保険法第 12 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 3 項 介護保険法施行規則第 26 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 被保険者 次のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。 (1) 市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。） (2) 市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）</p> <p>2 資格取得の時期 当該市町村が行う介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。 (1) 当該市町村の区域内に住所を有する医療保険加入者が 40 歳に達したとき。 (2) 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者又は 65 歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき。 (3) 当該市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の者が医療保険加入者となったとき。 (4) 当該市町村の区域内に住所を有する者（医療保険加入者を除く。）が 65 歳に達したとき。</p> <p>3 資格喪失の時期 ① 当該市町村が行う介護保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。 ② 第二号被保険者は、医療保険加入者でなくなった日から、その資格を喪失する。</p> <p>4 被保険者証の交付 ① 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。 ② 市町村は、第一号被保険者並びに第二号被保険者のうち法第 27 条第 1 項又</p>

	<p>は第 32 条第 1 項の規定による申請を行ったもの及び被保険者証の交付を求めたものに対し、法様式第 1 号による被保険者証を交付しなければならない。</p> <p>③ 第二号被保険者は、②の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日及び住所を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、当該第二号被保険者は、医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証を提示するものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日